

判例研究

解離性同一性障害患者の
責任能力判断

— 神戸地裁平成一六年七月二八日判決

(平成一四年(わ)九一六号)

強盗致傷被告事件)

上原 大 祐

一．事実の概要

被告人は、以前交際していた被害者Aにより強姦されたものと思ひ腹を立て、交際中のB、Bの知人のCとファミリーストランHにおいて共謀し、さらにB・CがCの知人のD・E・Fと順次共謀をなした上で、被害者Aに対して暴行・脅迫を加えるなどして同人を問いつめ慰謝料名下に金品を強取しようと企てた。そこでC・D・EおよびFは後日被害者を呼び出し、被害者Aを問いつめ暴行を加えた。Bおよび被告人は途中からCらに合流し、Cらと共に被害者Aに暴行・脅迫を加え、一連の暴行等により反抗を抑圧し、もって金員・預金通帳・印鑑および外国紙幣等を強取した。なお、被告人は本件行為時以前に精神神経科の医師により解離性同一性障害 (Dissociative

Identity Disorder — 以下 DID) に罹患しているとの診断がなされており、また共謀行為時点の記憶に関しては問題がないものの、B・Cらと被害者に暴行・脅迫を加え金員等を強取した実行行為時以降数時間の間に關しては記憶がない旨証言している。被告人が DID に罹患していることに鑑みるに、実行行為當時は別人格、すなわち、通常被告人の行為を統御しているところの人格状態とは異なる人格状態が被告人の行為を統御していたものと考えられる。

本件公判において弁護側は、被告人とB・Cら他の行為者との間に強盗に關する事前の共謀はなく、強盗致傷罪の共同正犯は成立しない旨、また本件行為当時被告人には DID による別人格が出現しており、主人格がその別人格の行動や感情を統制することができなかったのであるから、被告人は本件実行行為當時心神喪失または心神耗弱の状態にあった旨主張した。

二．判示内容

被告人に強盗致傷罪の共同正犯の成立および完全責任能力を認め、懲役三年六月の実刑判決を下した。

(1) 強盗の共同正犯の成立について

被告人は、BやCとの間に強盗に關する事前の共謀は成立しておらず、被告人に關して強盗致傷罪の共同正犯は成立しない旨主張したが、裁判所はこれを退け、被告人がBおよびCと強

盗の共謀をなした上で B および C によって他の共犯者と順次共謀がなされ、その上で本件犯行に及んだものであると認定し、被告人が実行行為時に責任能力を有していたか否かに関わりなく、被告人に強盗致傷罪の共同正犯の成立を認めた。

(2) 責任能力について

裁判所はさらに、被告人の実行正犯としての責任に関し、犯行当時の被告人の責任能力について検討を加える。裁判所は被告人の刑事責任能力と DID との関係につき、① DID の診断があれば常に責任無能力とする見解② 主人格が別人格の行為を関知・統制できない場合には責任無能力とする見解（グローバル・アプローチと呼ばれる——筆者）③ 犯行時の人格の別にかかわらず、正邪を弁識し行為を法に従わせる能力を欠く場合のみが責任無能力とする見解（個別人格アプローチと呼ばれる——筆者）の三つがあると述べた上で、DID 患者の責任能力を判断するための一般的規準として、「人格が交代することに別個の個人が存在するわけではなく、一個の個人が存在するにすぎないから、その個人の犯行時の精神状態を検討することによって責任能力を判断すべきである」という判断の根拠を示し、特に本件に関しては「別人格がそれまでの主人格の記憶や感情を引き継いで行動している（る）」ことも根拠として③の見解を採用するという判断を下した。その上で、本件行為当時の被告人の精神状態、すなわち本件行為時人格の精神状態について、「是非弁別能力及びその弁別に従って行動する能力が欠け

ていなかったのはもとより、これらの能力が著しく減退する状態にも至っていないかつたものと認めるのが相当である」と判示した。

三、研究

(1) 強盗の共謀について

本件裁判において弁護人は被告人の供述を基に、H における共謀の際には被害者に対し暴行を加えるという点において共謀がなされたものの金銭を強取するという点に関しては共謀がなされていないかつた、と主張した。しかし裁判所はこれを退け、共犯者の証言を元に、最初に共謀が行われた時点で既に強盗の共謀までなされていた、という事実認定を行った³⁾。その上で、強盗の事前の共謀がある以上、仮に本件犯行当時被告人が心神喪失または心神耗弱の状態にあつたとしても被告人に強盗致傷罪の共同正犯が成立する、とするのである。

実行行為への直接の関与がない者に関しても事前の共謀への関与を根拠として共同正犯の成立を認める共謀共同正犯に関し、学説においては、理論付けは異なるものの、この概念を肯定する説が支配的である。しかし否定説もなお有力である。これに対し実務においては、大審院の時代から共謀共同正犯の成立が認められており、その理論付けには変遷が認められるが、共謀共同正犯を肯定する事自体には変わりがない。また本件事

案においては、共犯者全員が事前に一同に会して共謀を行っておらず、いわゆる順次共謀の問題も生じうるが、最高裁は前掲注(6)判決において、この場合においても共謀の成立が認められる、とする立場を明示している。

本件事案は、被告人が実行行為現場に向き、(その時点における責任能力の有無に関してはともかく) 実際の実行行為にも関わっている事案であり、典型的な共謀共同正犯の事例とは異なる。しかし裁判所は「被告人は、BやCらと事前に強盗の共謀をした上、本件犯行に及んだものと認められるから、本件犯行当時、被告人が一時的に心神喪失または心神耗弱の状態に陥っていたと否とにかかわらず、被告人には強盗致傷罪の共同正犯が成立する」と判示し、本件を共謀共同正犯の事案に類似のものとして判断した上で被告人に共同正犯の成立を認めている。ただし、本件の場合、被告人が実際に実行行為にも加わっている、という点にその特殊性が認められるのであるが、裁判所は、仮に被告人が実行行為時に責任能力を有していなかったとしても、共謀の時点では責任能力がありその共謀に基づいて他者が実行行為を行ったのだから、被告人には少なくとも共謀共同正犯が成立する、としたものと解される。これは共謀共同正犯の概念を理論的に貫徹するならば到達可能な結論であり得るように思われる。

(2) 責任能力について

(1)で論じたように、本件事案における共犯部分に関する裁判

所の判断によれば、被告人の罪責は共謀に加わり他者が実行行為を行った時点で既に決定されているのであり、実行行為時点の被告人の責任能力に関する判断は不要であるとも考えられる。しかし裁判所は続けて実行行為時における被告人の責任能力についても判断を加えている。よって、以下、責任能力の部分について考察する。

まず本件において、裁判所が、被告人の本件実行行為時の精神状態についてはDIDにより別人格が出現していた、ということを確認していることは注目に値する。DIDとは、以前は多重人格障害と呼ばれた精神疾患の一つで、一人の個人の中に複数の異なった人格状態が現れる障害のことをいう。複数の異なる人格のうち、最も長い期間身体を支配している人格状態は主人格、それ以外の人格状態は別人格または副人格と呼ばれる。通常、主人格は副人格の経験を認識しておらず、またその行為を制御することもできない。そして、この障害を患う者が犯罪を犯した場合、特に副人格が犯罪を犯した場合に、その犯罪行為および結果の責任を被告人とされる者にその者全体として問うことの正否が問題となる。これまで、連続幼女誘拐殺人事件の裁判等において鑑定段階でDIDについて論じられたことはあるが、刑事裁判においてDIDの存在について正面から論じた判例は我が国ではこれが初めてである。本件において、鑑定人および証人として本件裁判に関わった被告人の主治医の精神神経科医の双方が、被告人がDIDを患っており、その中でも

特に副人格が本件実行行為時の被告人の行為を制御していた、という点では一致した。裁判所もこの前提を認めた上で、D1D 患者たる被告人の刑事責任を判断したのである。また、本件裁判の後、裁判所が D1D 患者たる被告人の刑事責任を判断したものとすれば、現在のところ名古屋地判平成一七年三月二四日があるのみである。名古屋地裁判決は、副人格が行為を行っていることを認定した上で、主人格・副人格の「いずれの人格においても是非善悪の弁識能力及び行動制御能力があることは疑いがないこと、各犯行は D1D が原因となつて引き起こされたものではない」から被告人は副人格による本件各犯行について刑事責任を負う、としている。

D1D 患者たる被告人の刑事責任について判断するための問題点として、まず第一に、そもそも D1D という障害を刑事責任能力を判断する際の生物学的要素として取り入れることができるのか否か、換言すれば、司法の世界において D1D という障害の存在を認めるべきか否か、という問題がある。精神医学界においては D1D という疾患に対する懐疑論も根強く主張されている。これをどう考えるべきか。高橋省吾判事は、裁判官が鑑定を採用しない合理的な根拠の一つとして「鑑定において用いられる専門的知識に学説の対立があり一般に支持されていない学説に依拠してい(る)」ことを挙げられ(る)。この基準に照らした場合、D1D は生物学的要素として取り入れることのできるものであろうか。この点について考察するに際し、精神

医学の世界においてその世界に携わる者が診断のよりどころとする診断マニュアルである DSM-IV-TR¹⁴⁾ また ICD-10¹⁵⁾ においても D1D (ICD-10 では多重人格障害) が独立の疾患として認定されている、ということを念頭に置くべきである。これに鑑みるに、精神医学界は、その有り様に関してとはともかく、D1D の存在そのものについてはこれを認めているものと解される。よって、法の世界においてもこの障害の存在自体は認められるべきである。たしかに、責任能力判断は最終的には法的判断であり、精神医学者の見解に拘束されるわけではない。しかし可能な限り科学的知見に沿った判断を行うべきである。特に生物学的要素は「被告人は精神の障害を有しているのか否か、また有しているとすれば如何なる障害を有しているのか」という事実的問題であり、この問題に関しては専門家である鑑定人の意見を尊重すべきである。安田拓人助教は責任能力判断における生物学的要素の判断につき、「精神医学の素人である裁判官が、鑑定資料などにまつた問題のない鑑定の診断名を否定することは妥当ではないから、これに従うべきである」とされる。この原則は D1D の場合にも当て嵌まる。前掲注(8)連続幼女誘拐殺人事件の裁判においては、D1D を認める鑑定を含め複数の鑑定結果が示されており、裁判所は鑑定の前提となる資料の不適切さを理由として D1D を認める鑑定を退けた。これに対し本判決は、関係する精神医学の専門家が二人とも D1D を認めており、裁判所もこれを受け入れた上で被告人の刑事責任

任を判断したものである。

次に、DD患者たる被告人の刑事責任、特に責任能力の中でも心理学的要素について検討する必要がある。通常、一人の人間の中には一つの人格状態が存在し、これがその人の行為を統御することにより、ある行為がその人のものでありその結果もその行為者に帰責される、と考えられるのに対し、DD患者の場合には、通常行為を統御する、つまりその人自身であると考えられるところの主人格と、当該行為を統御した人格状態が異なることがあり得る。この人格間の齟齬は責任能力判断に影響を及ぼすのか。また及ぼすとしたらどのような影響を及ぼすのであろうか。

DD患者たる被告人の刑事責任を判断する方法として、本判決で述べられているように三つの方法があると言われている。まず第一に①DDの診断があれば常に責任無能力とする方法であるが、これは副人格が行為を行った場合のみならず、主人格が行為を行った場合でも被告人は無罪とされるべきである、とするところに特徴がある。次に、②主人格に焦点を当て、この人格が行為を関知・統制できたか否かを基準として判断を行うグローバル・アプローチがある。さらに、③行為時に行方を支配していた人格に焦点を当て、行為時に行方を支配していた人格が弁識・制御能力を有していれば完全責任能力を認める個人人格アプローチもある。

このように判断方法が三つに分かれる理由は、DDにおけ

る「副人格が出現している状態」というものをそもそもどのようなに捉えるかに由来する。①の立場は、各人格をそれぞれ別個の個人(人間)と同視し、一人のDD患者を複数の個人の集合体と捉える。その上で、ある人格すなわちある一人の個人が行った行為のためにDD患者たる被告人を全体として処罰することは必然的に他の無実の個人を処罰するという団体責任になつてしまうため、これを避けるために、DDの診断はそれだけで刑事責任否定の根拠になる、とする。これに対し、②および③の立場は、各人格を一人の個人の中にある別個の人格状態として捉えるという点では共通している。その中でも②の立場は、「副人格が出現している状態」を、てんかんの朦朧状態や夢遊病状態また病的酩酊状態と同じく、「通常行為を支配しているところの意識である主人格の支配が行為に対して及んでいない状態」と捉える。その上で、てんかんの朦朧状態や夢遊病状態、病的酩酊状態などと同じく、責任能力を否定する。これに対し③の立場は、副人格を「誰しもが持っている人格の多面性の現れ」として捉える。その上で、副人格もそれ自体弁識・制御能力を有しているのであり、行為に対する主人格の認識の断絶やコントロールの不可能性は被告人全体に対する責任能力判断には何の影響も与えないとして、副人格が行為に対する弁識・制御能力を失っていなかったのではない限り責任無能力になることはない、とするのである。

では、これら三つの判断方法のうち、どれが最も適切である

うか。この点に関し、我が国においては、刑法学者が論じた文献はほとんどないというのが現状である。この問題について扱った論文としては、筆者が以前アメリカの判例および学説を基に論じた論稿^①の他には、川口浩一教授が書かれた論文が二本^②と野阪滋男教授が考察を行われた論文があるのみである。また、佐久間修博士は、前掲注(8)判決を素材とする考察を行っており^③。野阪教授は「極論かもしれないが」と一定の留保をしつつ「多重人格障害(DID)は、その存在だけで責任無能力とするに足る十分な、唯一の障害である(括弧内筆者)」との考え方に親和性を示される。①の立場を支持されるものと思われる。これに対し、川口教授は、まず、行為時人格アプルーチ(個別人格アプルーチ)がその前提としてDIDをどのように捉えているかに関して、DID患者を複数の個人の集合体と捉える立場から説明可能とされ、各人格を一人の多面性の表れとする筆者の個別人格アプルーチの理解と異なる見解を探られる。ただし、この見解に立ったとしても、結論としては「処罰の面で連帯責任を認めるのは妥当ではなく、結論的には処罰できないことになろう」「それによって他の人格を共に処罰することはできないからである」として、DID患者たる被告人に刑事責任を問うことは否定される。また、DID患者を一人の個人と捉える場合には、「その人の責任を判断する際に基準となる人格は、その人物の生活において最も高いウエイトを占めているホスト人格(主人格—筆者)であると考えざるべきでは

ないだろうか」「主人格が副人格を制御できたかどうかが重要である」と述べられ、グローバル・アプルーチを支持される。副人格が行なった行為につきDID患者たる被告人の刑事責任を否定する点では共通するものの、結論としてどちらの立場を支持されるかに関しては明言しておられない。また、佐久間博士は、「多重人格が認められた」場合、すなわち、別人格が行為を支配し主人格が行為に関してまったく関知していない場合に関して、「犯行時の人格に対して完全な責任を問いうる余地もあり、別人格も行為者の一部と見る限り、当然に心神喪失および心神耗弱という結論が導かれるわけではない。ただし、多重人格者については、主人格による犯行がない場合にも、犯人の人格が別人格を取り込んだ合一体をなしている以上、理論的には、それだけで行為者の責任能力を否定すべき根拠とはならないからである」との見解を示される。③の立場を支持されるものと思われる。

DID患者たる被告人の刑事責任について考察するために、裁判所による判断が複数なされ、また学説も複数存在するアメリカの議論が参考になる。まず判例の展開を大まかに追ってみると、DIDを正面から扱った初めての事例である一九七七年のBilly Milligan事件(State v. Milligan)^④において、裁判所は、被告人を無罪とした。しかしその後の幾つかの判例は、個別人格アプルーチを採用し、被告人の刑事責任を認めた。しかし、一九九四年のU. S. v. Danny-Sheffer^⑤判決のように、再びグ

ローバル・アプローチを採用し、被告人の刑事責任を否定した判例も存在する。

また、学説においても、決定的な理論は未だ確立されていない。³² ③の立場を支持する見解が有力に主張されているものの、①または②の立場に立脚し、DD患者たる被告人の刑事責任を否定する立場を支持する論者も複数存在する。この問題についての代表的な論者である Saks³³ は DD 患者たる被告人の刑事責任についてこれを認めない立場を採り、その根拠として①の立場に親近感を示す。また②の立場を支持する代表的な見解として Owens³⁴ は、個別人格アプローチは個人全体 (Total Person) 中の断片だけを評価しているものであって、DD 患者の精神状態を精神的に完全に統合された人間のそれと同一視している点で不当である、として批判し、結論としてグローバル・アプローチを支持する。これに対し③の立場を支持する代表的な見解として Saxe³⁵ のものがある。彼はまず前提として、DD の各人格を人間の多面性の延長線上にあるものとして捉える。その上で、個別人格アプローチを支持するのである。

では、DD 患者たる被告人の刑事責任を判断する三つの判断方法のうち、どれが最も適切であろうか。まず①の立場に關しては、結論から言うところを受け入れることはできない、と考えられる。³⁶ なぜなら、精神医学界においては、DD 患者をして複数の個人の集合体とは考えられていないからである。本件裁判所も判決文の中で、「人格が交代することに別個の個人

が存在するわけではなく、一個の個人が存在するにすぎない」と述べ、この考え方を採用しないことを明言している。では、①の立場を否定し、各人格をそれぞれ別個の人間とは捉えない立場に立脚するとした場合、②と③いずれの判断方法を採用すべきであろうか。この判断に関しても、まず精神医学的知見を確認し、それに沿った法的判断をすべきである。すなわち、DD 患者たる被告人の刑事責任の判断に関しては、主人公・副人格のいずれを中心に据え、刑事責任を判断すべきか、という問題に關してである。筆者自身は、法的判断の前提としての科学的知見を重視すべきとの立場から、結論として主人公に着目した刑事責任判断、すなわちグローバル・アプローチを採用すべきであると考える。何故なら、DD 患者を一個の個人として見た場合、副人格とはてんかんの朦朧状態や病的酩酊状態と比較されるべきものだからである。このような、通常行為を統御している意識が当該行為を認識・制御し得ない場合に刑事責任能力が一般的に否定されると同様、主人公が副人格の行為につき認識・制御をなしえない場合、原則として DD 患者たる被告人の刑事責任能力は否定されるべきであろう。³⁷ 本件判決において裁判所は「人格が交代することに別個の個人が存在するわけではなく、一個の個人が存在するにすぎないから、その個人の犯行時の精神状態を検討することによって責任能力を判断すべきである」として③の判断方法を採用し、その上で被告人の行為時の人格に關して「被告人が別人格になった後の

行動も、強盗の共謀に沿った合目的なものであったとい得ることからすると、本件犯行当時の被告人の精神状態は：是非弁別能力及びその弁別に従って行動する能力が欠けていなかったのはもとより、これらの能力が著しく減退する状態にも至っていないかつたものと認めるのが相当である」として、完全責任能力を認めた。しかし、裁判所が③を採用するために提示したこの根拠は、①を否定する根拠としては十分であるが②を否定する根拠としては不十分である。②も③も、DID患者を「一個の個人」とする点では共通しているのであり、その「一個の個人」の中で主人格に焦点を当てその弁識・制御能力の有無を重視するか、それとも人格の別にかかわらず、まさに行為を支配していた人格に焦点を当てるかで「一個人の犯行時の精神状態」は異なつた様態を呈するからである。主人格に焦点を当てるならば、副人格が行つた行為に関しては基本的に弁識・制御ができず、責任無能力と評価される。これに対し行為時人格に焦点を当てるならば、当該行為を行つたまさにその人格の弁識・制御能力に問題が生じていない限り心神喪失・耗弱は認められない。グローバル・アプローチを否定し、個別人格アプローチを採用するのであれば、本来まさにその人自身と見なされているところの主人格をまったく考慮せず、行為時の人格だけを取り出して判断することを正当化するさらなる理由付けが要求される。

また、本件判例は副人格が主人格の記憶や感情を引き継いで

行動していることも個別人格アプローチを採用する根拠として挙げられているが、私見の立場からするとこれも肯首し得ない根拠である。何故なら、問題とされるべきはまさに「主人格が当該行為を弁識し制御し得たか」であり、「行為時の人格が如何なる理由により当該行為に出たか」、すなわち行為時人格が主人格の記憶や感情を引き継いでいた、ということは重要ではないからである。主人格が当該行為について完全に記憶がなく、弁識能力を失っていたと考えられる本件事案においては、被告人の責任能力は否定されるべきであつたと思われる。

四. 結語

これまで概観してきたように、本件判例は責任能力論の分野における新たな議論の可能性を含んだものである。特に、DID患者たる被告人の責任能力の問題に関する議論の先進国といえるアメリカにおける議論の混乱を見るに、日本においても同じような議論の混乱が起こる可能性も十分に考えられる。本件判例が採つた個別人格アプローチを採用する判断方法が日本においては定着する、と断言するのは時期尚早であろう。特に本件事案は、裁判所自身が認めているように、「別人格はそれまでの主人格の記憶や感情を引き継いで行動していたことは明らかであつて、主人格から別人格の方向には人格の連続性がある(のであり)：典型的な解離性同一性障害ではない」。副人格が

独自の意思決定で行為に出た場合にも、裁判所が個人人格アプローチを採用する立場を維持しうるかは不透明である。何より DID に関しては、法的判断を行う前提となる精神医学的事実に関しても議論が定まっていない部分が多い。まず第一に精神医学界がその知見を確定することが求められる。

ともあれ、本判例は DID を刑事責任を判断する際の資料の一つとして採用した、という点において意義を有するものである。精神医学界において、DID は一時のセンセーショナルな疾患としての扱いを脱し、精神疾患単位の一つとして安定した地位を確立したように見受けられる。そして、今後司法の場においても、DID 患者たる被告人の刑事責任を判断する裁判がさらに行われることも予想される。今後の動向を見守りたい。

(1) 本判例は現在のところインターネット上の裁判所の判例検索システムでのみ閲覧可能である。

http://www.courts.go.jp/search/jsp/0303?action_id=dspDetail&haneisrchbn=01&hanreiNo=6838&hanreikbn=03

(2) 本件における争点は【1】強盗の共謀の有無【2】責任能力の有無、の二つに分けることができる。このうち【1】の争点につき、弁護士がどのような主張をしたのか明確ではないが、文脈から判断するに「被告人と他の共犯者との間において、被害者に対し暴行を加える、という共謀は事前に形成されていたものの、その上さらに金銭を強取する、という点についての事前の共謀はなかった」という趣旨のことを主張したものと思

われる。これは、判決本文中の争点整理の「弁護士らは、被告人が、B や C らの間で、A (被害者＝筆者) に暴行を加えることについて、事前に共謀をしたことはなかった」と主張する」との文言に反する解釈であるが、本文中に引用されている被告人の供述等を見るに、弁護士は事前の共謀の現場において「被害者に暴行を加える」という話になったという点に関しては争っておらず、その場において「慰謝料を取る」という話が出たか否か、という点を争っており、裁判所も、事前に強盗の共謀が成立していたか否か、という点につき判断している、と見るべきである。よって以後はこの見解に沿って分析を行う。

(3) 仮に、最初に共謀が行われた H においては暴行の共謀までしかなされていなかったとした場合、いわゆる共同正犯の錯誤の中でも、異なった構成要件間の錯誤の問題が生じる。これをどのように処理するかに関しては、(i) 重い罪の共同正犯が成立し、三八条二項の適用により軽い刑で処断される、とする立場と(ii) 構成要件が重なり合う限度で軽い罪につき共同正犯が成立する、とする立場がある。これに関し、最高裁は(ii)の立場を採用することを明らかにしている(最決昭和四四年四月一三日刑集三三卷三号一七九頁「関哲夫「共犯と錯誤(一)」芝原邦爾他編『刑法判例百選Ⅰ総論』【第五版】」(二〇〇三・有斐閣)一七八頁)。これに従えば、本件事案が共同正犯の異なった構成要件間の錯誤の問題となった場合、被告人には暴行罪の共同正犯が成立することになる。

(4) 学説の状況については川端博「共謀共同正犯の意義」芝原邦爾他編『刑法判例百選Ⅰ総論』【第五版】(二〇〇三・有斐閣)

一四八頁以下を参照。

(5) 大判明治二十九年三月三日刑録一卷一〇頁等。

(6) 従来、裁判所は共同意思主体説を採用してきたとされていたが、最判昭和三十三年五月二十八日刑集二二巻八号一七一八頁(川端・前掲注(4))において、間接正犯類似説を採用した、とされる。

(7) 精神医学関係者が診断の手引きとする高橋三郎・大野裕・柴矢俊幸訳「DSM-IV-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル新訂版(原書—*American Psychiatric Association, Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders Fourth Edition Text Revision*)」(二〇〇四・医学書院)における DID の診断基準は次の通りである。

- A. 2 つまたはそれ以上の、はっきりりと他と区別される同一性または人格状態の存在 (その各々は、環境および自己について知覚し、かわり、思考する比較的持続する独自の様式を持っている)。
- B. これらの同一性または人格状態の少なくとも 2 つが反復的に患者の行動を統制する。
- C. 重要な個人情報の想起が不能であり、ふつうの物忘れで説明できないほど強い。
- D. この障害は、物質(例: アルコール中毒時のブラックアウト)または混乱した行動)または他の一般身体疾患(例: 複雑部分発作)の直接的な生理学的作用によるものではない。

(8) 東京地判平成九年四月二十四日判時一六〇九号三頁。この裁判

において被告人に関し、完全責任能力を問いうる人格障害だとする鑑定、DID により責任能力が若干減少していたとする鑑定、精神分裂病(現在は統合失調症)により制御能力の減少があったとする鑑定、の三つの鑑定が提出されたが、裁判所は被告人に関し責任能力の減少を認める二つの鑑定を退け、人格障害を認める鑑定のみを採用し、完全責任能力を認めた。

また、起訴前の簡易鑑定の段階で多重人格(DID)を理由として不起訴になった事例が、吉田司・木村均・上芝功博・仁ノ平肇「多重人格の一症例—簡易精神鑑定事例—」矯正医学四二巻(一九九四)二九頁以下において報告されている。

(9) 本判例も、現在のところインターネット上の裁判所の判例検索システムのみで閲覧可能である。

http://www.courts.go.jp/search/jsp/q0307action_id=dsnDetail&hantetSeiKbn=01&hantetNo=7494&hantetKbn=03

(10) DID 懷疑論に関しては、中谷陽二博士が精神医学者の立場から、中谷陽二「多重人格に関する懷疑論—精神科治療学—」二巻一〇号(一九九七)一一六九頁において論じておられる。

(11) 高橋省吾「精神鑑定と責任能力」小林充「香城敏彦編「刑事事実認定(上)」(一九九二・判例タイムズ社)四五六頁。

(12) 前掲注(7)五〇六頁以下。

(13) 融道男・中根允文・小見山実訳「ICD-10 精神および行動の障害—臨床記述と診断ガイドライン—(原書—*World Health Organisation, The ICD-10 Classification of Mental and Behavioural Disorders Clinical Descriptions and Diagnostic Guidelines*)」(一九九三・医学書院)一六九頁。

- (14) 鑑定人同士の間で鑑定が分かれた場合にどの鑑定を採用するか、の判断は、最終的には裁判官の判断の権限の範囲内である(裁判官が鑑定を採用するか否か、またどのような形で採用するか、等に関する基準としては、高橋吾吾・前掲注(11)四四八頁以下、石井一正「刑事実務証法」【第三版】(二〇〇三・判例タイムズ社)四三七頁以下等が参考になる)。しかし、合理的な理由が無い場合において、鑑定内容自体の是非を判断することは裁判官の判断権限を越えると言うべきであり、特に複数の鑑定人から同じ鑑定が提出される場合において、裁判官が合理的な理由なくこれを否定することは許されないのであろう。
- (15) 安田拓人「責任能力の判定基準」芝原邦爾他編「刑法判例百選I総論」【第五版】(二〇〇三・有斐閣)六五頁。
- (16) 精神医学者の立場から論じたものとして、影山任佐「多重人格の古典と現代的意義——もう一つの人格は犯罪を犯すか——」*Janago* 四卷三号(一九九三)三四頁以下、中谷陽二「多重人格と犯罪——米国における最近の動向——」*臨床精神医学*二五卷二号(一九九六)二四七頁以下、同「精神鑑定の事件史——犯罪は何を語るか——(一九九七・中公新書)七九頁以下、中谷真樹「Ⅲ 各種精神疾患と刑事精神鑑定——解離性同一性障害(多重人格)」「司法精神医学第二巻刑事事件と精神鑑定」(中山書店・二〇〇六)一八八頁以下、等がある。
- (17) 上原大祐「解離性同一性患者の刑事責任をめぐる一考察——アメリカにおける議論を素材として——」*広島法学*二七卷四号(二〇〇四)一八五頁以下。
- (18) 川口浩一「多重人格と責任能力」犯罪と刑罰二二号(一九九
- 五)九九頁以下、同「解離性同一性障害(多重人格)と刑事責任——わが国の事例を中心として——」*奈良法学会雑誌*一一卷二号(一九九八)一頁以下。
- (19) 野阪滋男「精神障害と責任能力——主として多重人格障害について——」*宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第二巻刑法理論の現代的展開*(二〇〇〇年・成文堂)三四一頁以下。
- (20) 佐久間修「現代社会と刑法(二六) 補論(一) 責任能力の判定基準をめぐる判例の動向——多重人格者による連続幼女誘拐・殺人事件を素材として——」*季刊現代警察*八八号(二〇〇〇)七〇頁以下。
- (21) 野阪・前掲注(19)三五三頁。
- (22) 川口・前掲注(18)「多重人格と責任能力」一〇八頁。同「解離性同一性障害(多重人格)と刑事責任——わが国の事例を中心として——」二八頁。
- (23) 川口・前掲注(18)「多重人格と責任能力」一〇八頁。
- (24) 川口・前掲注(18)「解離性同一性障害(多重人格)と刑事責任——わが国の事例を中心として——」二八頁。
- (25) 川口・前掲注(18)「多重人格と責任能力」一〇八頁。
- (26) 川口・前掲注(18)「解離性同一性障害(多重人格)と刑事責任——わが国の事例を中心として——」二八頁。
- (27) 佐久間・前掲注(20)七六頁。
- (28) ひとくちにDD患者の刑事責任について扱った判例といっても、その切り口は幾つかに分かれる。川口教授が川口・前掲注(18)「多重人格と責任能力」で示された分類に従うと、①行為性について扱ったものとして *State v. Grimley*, 444 N. E. 2d 1071

- (1982) ② 責任能力のうちの生物学的要素に関する問題について扱った判例として *State v. Greene*, 960 P. 2d 380, (1998) ③ 責任能力のうちの心理学的要素について扱った判例として *Kirkland v. State*, 304 S. E. 2d 561, (1983), *U.S. v. Denny-Shaffer*, 2 F. 3d 999, (1993) ④ メンズ・レアについて扱った判例として *State v. Jones*, 920 P. 2d 225, (1996) 等が挙げられる。詳しくは川口・前掲注 (18) 「多重人格と責任能力」および拙稿・前掲注 (17) を参照。本稿においては本件判例との関係上、責任能力に限りて論じる。
- (29) 本件判決文は判例集には登載されていない。しかし、*Daniel Keyes, The Minds of Billy Milligan* (1981) 「邦訳として堀内静子訳「二人のビリー・ミリガン——ある多重人格者の記録——」(一九九二・早川書房) により、事件および裁判の大きな経過を知ることができよう。
- (30) 前掲注 (28) *State v. Grimsley, Kirkland v. State* 等。
- (31) 前掲注 (28) *U.S. v. Denny-Shaffer*
- (32) 学説の状況に関しては、詳細は拙稿・前掲注 (17) を参照。
- (33) Saks はこの問題について多くの論文・文献等を発表しているが、その中でも特に *Saks / Behnke, Jekyll on trial——Multiple personality disorder & Criminal Law* (New York University, 1997) を参照した。
- (34) *Owens*, 8 Maryland Journal of Contemporary Issues 237, 1997.
- (35) *Saxe*, 10 Southern California Interdisciplinary Law Journal 277, Spring 2001.
- (36) 詳細な検討は、拙稿前掲注 (17) 二〇〇頁を参照。
- (37) 詳細は拙稿・前掲注 (17) 二〇〇頁以下を参照。
- (38) ただし、共謀を行ったのが主人格であり、共謀による主人格の意思決定を承継して副人格が行為を行ったということは、被告人に完全な責任を問う根拠とはなり得る可能性もある。すなわち、実行行為に出た後に心神喪失・耗弱状態に陥った被告人に対し完全な責任を問う、いわゆる実行着手後の責任無能力の議論との関係においてである。実行着手後の責任無能力についてリーディングケースとなる判例として長崎地判平成四年一月四日(前田雅英)「実行行為と責任能力」芝原邦爾他編「刑法判例百選 I 総論」【第五版】(二〇〇三・有斐閣) 六六頁) があり、また、この問題について扱った論文として、山本光英「実行の着手後の責任無能力——所謂「承継的責任無能力」の問題——」中央大学大学院研究年報(法学研究科) 一六号 I—二(一九八七)、中空壽雅「いわゆる承継的責任無能力について(一)」関東学園大学法学紀要三号(一九九一)一三九頁、林美月子「実行行為途中からの責任無能力」神奈川法学二八巻一号(一九九三)二八三頁、安田拓人「判例研究」甲南法学三七巻一・二合併号(一九九六)七三頁、神田宏「原因において自由な行為?——実行行為の途中で責任能力に疑いの生じた場合の刑法的処理について——」近畿大学法学四四巻二号(一九九六)三五頁、野村稔「実行着手後における心神喪失・耗弱——責任能力による同時的コントロールの必要性」研修五八七号(一九九七)三頁、浅田和茂「実行行為開始後の心神喪失・耗弱について」宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第二巻刑法理論の現代的展開(二〇〇〇・成文堂) 三六一頁等が挙げられる。ただし、

この議論は実行行為途中で心神喪失・耗弱状態になったと間違
いなく認められる者に対して「完全な責任を問う」ための議論
であり、行為者の行為時の精神状態につき「完全責任能力を認
める」ことは次元を異にすることに注意すべきである。本件
で問題とされているのは責任能力の有無自体の判断であり、こ
の議論を直接的に適用することはできない。たとえ本件判決が、
主人格の意思決定を副人格が承継しただけであるという点を指
摘することによって実行行為途中からの責任無能力の議論を念
頭に置いていたのだとしても、完全な責任を問うことと完全責
任能力を認めることを混同している点において不適切である。
本件において被告人に対し完全な責任を問うためには、まず行
為時点の被告人の責任能力の有無を判断し、その上で「事前の
主人格の意思決定を副人格が承継して行爲した」という本件の
特殊性に鑑みた処罰の可否を検討すべきであったと考えらる。
そしてこの処罰の可否の判断の場合に、実行着手後の責任無能
力の議論の適用により完全な責任を問うことが出来る可能性が
出てくる。